

2月28日の例会記録

◆ 会長あいさつ 加藤芳隆会長

皆さんこんばんは、今日も例会に、ご出席ありがとうございます。

今日は、少し歴史的な日ですが、何の日だかご存じですか、昭和28年2月28日の出来事です。偶然に、私か生まれた年です。有名な事件ですが、この日だとは知りませんでした。

「今日は、バカヤローの日だそうです。」もうお分かりですか？

吉田 茂総理が、衆議院予算委員会の席上、西村栄一議員の質問に対して「ガカヤロー」と発言し、この発言がもとで、内閣不信任案が提出・可決され、この年の3月14日に衆議院が解散してしまった。この解散は「バカヤロー解散」と呼ばれています。

歴史で習ったり、テレビや録画技術が進んで、映像がいまだに放送され、有名な話ですので、皆さんご存じの方が殆どだと思います。

私の印象では、勝手な思いですが、国会で質疑の応答の際に、吉田総理が「バカヤロー」と発言をした印象ですが、実は違って総理が席に着きながら非常に小さな声で、「バカヤロー」と呟いたのを、偶然マイクが拾い、気が付いた西村議員が「何がバカヤローだ」とは何事と聞き、騒ぎが大きくなったのが実態だそうです。故に「バカヤローの日」だそうです。その後、選挙の結果、自由党は少数与党に転落、改進黨との

第515回 例会 3月7日 草加市文化会館

本日のプログラム

開会点鐘	会長挨拶
君が代斉唱	幹事報告
ロータリーソング	委員会報告
ロータリーの目的	SAA報告
四つのテスト	出席報告
お客様紹介	閉会点鐘

誕生祝・結婚祝

閣外協力で、第5次吉田内閣を発足させて延命を繋いだそうです。

後に国葬になり、当時中学生でしたので、休みになったのを思い出します。ちなみに中学校の在学中は、校長先生の名前は、知りませんでした。卒業アルバムを見たら、吉田茂校長で、同じ漢字の同姓同名でした。長谷部さん・牛山さんは私の草加中学の3年先輩ですから、吉田 茂校長でしたか？

さて、今日は長谷部税理士さんに、近くに迫ってきた「インボイス制度」について、ロータリーのお仲間です。卓話をして頂けます。

皆さんに取ってお役に立ち有意義な卓話に、成りませぬ様、宜しくお願い申し上げます。ご挨拶と致します。

有難うございます。

今後のプログラム

- 3/14 インターシティ・ミーティングに振替
12日草加市文化会館で開催
- 3/21 春分の日ため休会
- 3/28 お花見例会 浅草 フラムドール

2月28日 ニコニコBOX

金額	13,000円	累計	442,201円
2月28日 出席報告			
会員総数	34	出席	14
出席免除	3	MU	2
出席適用	31	出席率	51.56

国際ロータリー第2770地区第9グループ

草加松原ロータリークラブ

会 長：加藤 芳隆
幹 事：鈴木 努

例会日：毎週火曜日 19:00~20:00

例会場：草加市文化会館

事務局：草加市青柳 8-56-21

TEL/FAX 048-967-5315

PC: sokamatsubara@abelia.ocn.ne.jp



「インボイス制度」について

長谷部健一 会員

皆さんこんばんは、今日は職業奉仕、税理士をしているので避けて通れない「インボイス制度」10月から始まりますのでそれについての話をさせていただきます。先ほど「インボイス」とは何！と聞かれました。「インボイス」とは何かと言いますと、これは請求書か領収書とさせていただければと思います。今取引をする時には、請求書・領収書は当然のようにやり取りしますね！「インボイス」というのは、例えば100万円の請求を税抜きにして、10万円が消費税としますと書いて110万円の請求とします。払った人は、本体が100万円で10万円が払った消費税なので、自分のもらった消費税から引けばよいことになっています。帳簿控除方式と言います。今まではずっとこの方式でやっていました。ところが「EC 型付加価値税」ヨーロッパは、土地が繋がっているから税金を払いたくない人は隣の国に逃げってしまうことから、どの国も買ったら税金を貰う！この商品のうち、いくらが税金なのか単一税率10%ならわかりやすいのですが、今日本でも食用品は8%です。それ以外は10%です。ヨーロッパに行くと、高級品は30%、こちらは10%などと税率がバラバラなのです。バラバラなので、100万円の領収書があった時にこの中にいくら消費税が含まれているのかを買った人に知らせなくてはいけないのです。私も何回かヨーロッパに旅行して買い物をしました。するとお店がインボイスをくれるのです。貰ったインボイスを帰る時に空港の関税に持って行くと、国外に持ち出すときには返してくれます。それは消費税などの税はその国で消費した場合に課税することになっているので、海外に輸出する場合には一度払った税は返してくることにしています。これを正確にやるためには、インボイスがあって、本体がいくらで税率が何%でいくらになりますとインボイスがないと成り立たないのです。

日本の場合は、平成元年に竹下内閣の時に消費税が導入されました。それまでは田中角栄さんが総理の時は、付加価値税でした。大平さんが総理の時は、一般消費税でした。中曽根さんが総理の時には売上税でした。日本国民は反対して所得税・法人税・直接税と言いますが、中心の税制が負担能力に応じて払う！消費税だ 1,000 万稼ぐ人も 100 万円稼ぐ人も同じ税率と言うのはおかしいとずっと拒否してきたのだけれど、竹下内閣の時に導入されました。当時はバブルでした。あの頃は、ハワイやニューヨークなどジャパマンマネーが海外の資産を買い占めていました。それくらい力がありました。今は逆に中国にやられていますね！

税金は、それぞれに転嫁していきます。製造業者から卸売業者に卸売業者が小売業者に小売業者が消費者にすべて利益の目幅、付加価値に対して 10%乗せるのですけど、最初に導入しやすいように、いろいろな制度を作ったのです。アメとムチです。ひとつは「免税店制度」です。課税売上 1,000 万円以下の場合には免税事業者と言います。消費税を貰っても納めなくてよい制度です。5,000 万円以下の人については、簡易課税制度と言います。簡易課税制度というのは、例えばサービス業で言うと、自分の消費税が 80 万円、支払った方は 10 万円しかありません、その場合本来は 70 万円本則課税を払うのですが、簡易課税で 50%がみなし仕入れとし、みなして 80 万円から 50%の 40 万円を引いて 40 万円が良いのです。30 万円得をするのです。これが益税です。

免税事業者の人も同じです。納めなくて良いのです。そういった事があって、それでも単一税率で来ていたので相互控除方式でもよかったのです。なぜか外務省の方で、それは変則だ、不公平感があるから段階的に皆さん同じように持っていきたい！そのためには「インボイス制度」を入れなくてはいけない！今まで皆さん帳簿控除方式でやっていて、なぜダメなのか！税率が上がるという事です。物により税率が上がる。ヨーロッパはそうです。将来はそうなります。そのためには「インボイス制度」を入れないと混乱してしまうという事で令和 5 年 10 月から始まりです。お手元の資料を見て下さい。

令和 5 年 10 月からインボイス制度が始まります

インボイス発行事業者になるためには、原則令和 5 年 3 月 31 日までに登録申請が必要だと令和 4 年 8 月の頃にと伝えていましたが、10 月まででよいなどと変わってきています。

事前に国税庁に対して、私は「適格請求書」と言いますが「適格請求書発行者」を選択するので、ナンバーをもらうのです。貰った番号をインボイス、請求書・領収書と考えてもらえばよいと思いますが、番号を入れるのです。

* インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けられます。

* 免税事業者の方もご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けられるかをご検討下さい

* 登録を受けられるかどうかは事業者の任意です。

登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となる事もあるため、早めにご準備をお勧めします。

* 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称の情報が公表されます。

「インボイス」とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されてものをいいます。

「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)

買手は仕入税額控除の適用を受けられるために、原則として、取引相手(売手)であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

自社発行請求書のインボイス対応レジのインボイス対応(小売業等の場合)

* レジは簡易インボイスで対応できます。

不特定多数の相手にした取引を行う、スーパーやコンビニなどはインボイスに代えて簡易インボイス(適格簡易請求書)を発行することが認められています。

(小売業、飲食業、タクシー業というようなレシートを顧客に手渡すような事業者に限られますのでご注意ください)

インボイス

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑤ 消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

簡易インボイス

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑤ 消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
※不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等が交付することができます

インボイス及び簡易インボイスの様式

インボイス及び簡易インボイスの様式は、法令等で定められていません

インボイス又は簡易インボイスとして必要な事項が記載された書類(請求書、納品書、領収書、レシート等)であれば、インボイス又は簡易インボイスに該当します。

電子データの保存方法をご確認ください

* 令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示、提出できるようにしていれば差し支えありません(事前新生党は不要)

* 令和6年6月1日からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

・請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。

・申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

保存すべき電子データは？

紙でやり取りした場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例) 請求書・領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報サイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります。(PDFやスクリーンショットによる保存も可)

「令和5年度税制改正大綱」インボイス制度の緩和措置は盛り込まれる

自由民主党・公明党が2022年12月16日に発表した「令和5年度税制改正大綱」ではインボイス制度についての緩和措置が盛り込まれました。今回の大綱で見直された点は次のとおり

- ① 免税事業者が適格請求書発行事業者に転換した場合、23年10月1日～26年9月30日の3年間、消費税が売上消費税の2割に緩和される。
- ② 基準期間(法人は前々事業年度、個人事業主は前々年)における課税売上高が1億円以下、または特定期間(法人は前事業年度の開始の日から6か月間、個人は前年の1月1日～6月30日)における課税売上高が5,000万円以下の事業者が行う1万円未満の課税仕入れについては、インボイスを保存することなく帳簿への記入だけで仕入税額控除が認められる。なお、この措置は23年10月1日～29年9月30日の6年間の時限措置とされており、29年10月以降は全ての取引でインボイスを保存しないと仕入税額控除が認められなくなる点に注意が必要だ。
- ③ 売り上げにかかる対価の返還等(値引き、バックマージン、販売奨励金等)が税込み1万円未満の場合は適格返還請求書の交付義務が免除される。この措置はすべての事業者が対象となっている。

電子取引の緩和措置も

このほか電子取引のデータ保存についても見直しが行われた。主な措置は次のとおり

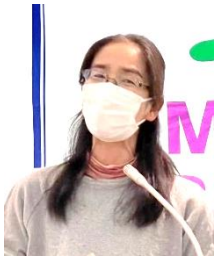
- ① 国税庁等の職員の要求に応じて電磁的記録をダウンロードできるようにしていれば検索要件の全てを不要とする措置について、対象者を売上高1,000万円以下から同5,000万円以下の事業者に拡大する。
- ② 電子取引の保存要件に基づいたデータ保存ができない事業者について、納税地等の所管税務署長が電子取引の保存要件に従ってデータ保存できない相当の理由があることを認め、国税庁等職員の求めに応じて電磁的記録のダウンロード及びプリントアウトした書面を提示・提出できる場合、電子取引の保存要件に関わらずデータ保存できる猶予措置を設ける。

Q デジタル保存は、改ざん出来るような気がする！できないような縛りはないのですか？

A 改ざんできないようにすることは必要なことで、これから方策ができると思う。理屈ではそうです。紙だったら変えられないけど、電子データは改ざん可能かもしれない。やってみないとわからないことがたくさんあります。

池田会員から電話がありました。入院をしていて腰の手術がまだできなく、当分出られそうにない、卓話を聞けなくて申し訳ないと言われたので、気にしないで良くなったらお会いしましょうと言いましたら、皆さんに宜しくお伝得て下さいという事がありましたのでご報告させていただきました。

あと、「つながる草加宿物語今様本陣」NPO法人今様草加宿が経営していますパンフレットです。まだ十分に生かされていないところもありますが、これも町づくりの一環で行っていますので、たまには皆さんお越しいただき楽しんでいただければと思います。今日はありがとうございました。



草の童の会の報告

三澤江津子会長

皆さんこんばんは、草の童の会 会長の三澤です。「草の童の会」は舞台鑑賞・舞台芸術を通して共生社会を目指しますということが会の目的ですので、1 回だけではなく、そのまま続けていきたいという思いで、毎月1回会合を持ち活動を続けております。昨年の夏には、今様本陣で「わっぱまつり」「クラウン甚五郎さんとアンサンブルイミュさん」に来ていただいて公演をいたしました。その時は小さい会場でしたので、限られた人たちになってしまいましたので、次は文化会館のホールでと「ニューイヤーわっぱまつり」を1月7日に行いました。加藤会長にも来ていただきました。ありがとうございます。当日は約400人の親子さんに来ていただき楽しむことができました。「アンサンブルイミュ」、「エルスイング」ジャズバンドの方達に「保育魂」とクラウン甚五郎さんは夏に引き続き、幕間にやってもらいました。司会は、川井かすみさんをお願いし、最後に盛り上がったのは「よさこいスキップ」障がいがある団体の方々によさこいパフォーマンスでした。子ども達がいきいきと途中で脱走もしながら、笑いもおき楽しい会となりました。そして当日は、募金箱を用意したところ、8万円の募金が集まりました。次の会の資金になる予定です。これからはロータリーさんの助けをお借りしながらなのですが、新たな助成金を模索しながら活動を続けていきたいと思っております。宜しくお願いいたします。

長谷部健一会員

共生社会ということで、障がいのある子ども、ない子どもやこども食堂などの皆さんに演劇や音楽を楽しんでいただこうと無料で行っているもので、草加の新しい文化の発信になると思います。これからも宜しくお願い致します。

市役所寄贈の黒松移植について

10周年記念事業のひとつ、「新庁舎への黒松寄贈」待ちに待った植樹が始まりました。3月9日に加藤会長と木村10周年実行委員長が視察に行かれました。



お花見例会について

牛山信康親睦委員長

皆さんこんばんは、もう3月ですね！いよいよお花見のシーズンという事で、当クラブではお花見例会を開催いたします。今年は3月28日火曜日、皆さん手帳などにメモをしていただきたいと思ひます。点鐘は19:00といたしますが、その前に墨田川河畔を散策したいと思います。今回食事をする場所は、皆さん高速道路を通っていると金色の雲わかりますね！アサヒビールが経営をしているレストラン「金の炎 フラムドール」です。

あの金のモヤモヤとしているものみんな色タイメージしていると思ひますが、あれは「炎」です。下が聖火台です。出欠表を回覧しますのでご家族をお誘いいただけると良いと思ひます。宜しくお願い致します。

加藤 芳隆会長

長谷部税理士さんの、インボイス制度の卓話、宜しくお願いします。今日の卓話を聞いて準備しますので、宜しくお願いします。

鈴木 努幹事

早いもので、如月＝草木が発芽する月だそうですが、今日で終わりです。明日から花の咲く弥生です。長谷部さん卓話よろしくお祈りします。

会田小弥太会員

長谷部さん「インボイス制度」の卓話宜しくお願いします。

牛山 信康会員

皆様へ音楽祭のお知らせ！ 自衛隊主催の音楽祭が「大宮ソニックシティ」で開催されます。3/4 土曜日午後1時から入場券があります。無料です。行けそうな方は是非お知らせ下さい。

田中 和郎会員

長谷部会員の卓話で勉強しに来ました。

富永 悟会員

遅刻しましたが長谷部会員の卓話を聞きに駆け付けました。

二階堂祐司会員

2月22日はネコの日でした。娘がその日に入籍しました。あ～あ！！

長谷部健一会員

今日は月末のお忙しい所、インボイス制度の卓話にお越しいただきありがとうございます。今年の10月から実施されますのでご注意を！

松田 龍美会員

インボイス制度についていまいちゃわかっていません。長谷部会員卓話宜しくお願いします。

山崎 秀美会員

今日で2月も終わり、明日から3月です。長谷部会員卓話宜しくお願い致します。

関 幸彦会員

本日は今冬初めてコートなしの生活。2週間後はマスクなしの生活へ！

安田 洋介会員

インボイス制度しっかり勉強します。先日ひとり暮らしする娘が誕生日でした。誕生日に実家でケーキを食べているようでは先が思いやられます。